

# I 滋賀県の個人情報保護制度

## 1 個人情報保護制度の目的

電子計算機をはじめとする情報処理技術の発達により、生活が便利で豊かになってきた反面、自分に関する情報が予期しない形で集められたり、利用されているのではないかといった不安感や個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の危険性が指摘されています。

こうした不安感を除去するとともに個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、県の機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いについての責務等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として平成7年3月17日「滋賀県個人情報保護条例」（平成7年滋賀県条例第8号）を制定し、平成7年10月1日から施行しています。

また、国において「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）が平成15年5月30日に制定されたことなどを踏まえ、滋賀県個人情報保護条例を平成16年12月28日に改正し、平成17年4月1日から施行しています。

## 2 個人情報保護制度の概要

### (1) 条例の特徴

- ア 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としています。
- イ 県が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正や利用停止を求めることができる開示請求権、訂正請求権および利用停止請求権を具体的な権利として創設しています。
- ウ 民間事業者の責務を明確にし、個人に関する情報の保護に対する民間事業者の自主的な対応の促進を図っています。

### (2) 県の取り扱う個人情報の保護

#### ア 実施機関

個人情報保護制度を実施する県の機関（実施機関）は、次のとおりとなっています。

- ・知事 ・議会 ・教育委員会 ・選挙管理委員会 ・人事委員会
- ・監査委員 ・公安委員会 ・警察本部長 ・労働委員会 ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会 ・内水面漁場管理委員会 ・公営企業管理者
- ・病院事業管理者 ・県が設立した地方独立行政法人

#### イ 実施機関における個人情報の取扱い

##### (ア) 保有の制限（第5条）

個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

また、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはな

らないことになっています。

(イ) 取得の制限（第6条）

原則として、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならないこと、また、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は取得してはならないことになっています。

(ウ) 正確性および安全性の確保（第7条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去または現在の事実と合致するように保ち、必要のなくなった保有個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければなりません。

保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(エ) 利用および提供の制限（第8条）

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(オ) 電子計算機等の結合による提供の制限（第9条）

原則として、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(カ) 委託等に伴う措置（第10条）

実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託するとき、または公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければなりません。

受託事業者または指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(キ) 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

ウ 自己情報の開示・訂正・利用停止

(ア) 開示請求権（第13条）

何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 訂正請求権（第28条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加または削除を含む。）の請求をすることができます。

(ウ) 利用停止請求権（第36条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が条例に違反して保有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。

エ 苦情の処理および不服申立て

(ア) 苦情の処理（第42条）

実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

(イ) 不服申立てがあった場合の手続（第 43 条）

実施機関が行った開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、滋賀県個人情報保護審議会に諮問をし、その答申を尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

オ 罰則（第 63 条～第 68 条）

条例の実効性を担保するために、実施機関の職員や受託業務等の従事者等が、不正に保有個人情報の提供等をした場合は処罰されます。

### (3) 事業者の保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務（第 46 条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な取得、利用、管理等に努めなければなりません。

イ 指導および助言（第 47 条）

知事等は、事業者が個人情報の適正な取得、利用、管理等を行うよう、必要な指導および助言を行うこととなっています。

ウ 説明または資料の提出要求（第 48 条）

知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができます。

エ 是正の勧告（第 49 条）

知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができます。

オ 事実の公表（第 50 条）

知事等は、事業者が説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

カ 苦情相談の処理（第 51 条）

知事等は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

## II 個人情報保護条例の運用状況

### 1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務については、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の3つに区分されています。

平成26年度末現在の登録件数は1,316件となっており、個人事務取扱事務登録簿は、県民情報室および各合同庁舎の行政情報コーナーに開架され、閲覧することができます。

表1 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関		件数	実施機関		件数
知事 部 局	知事直轄組織	48	行政 委 員 会 等	議会	6
	総合政策部	93		教育委員会	68
	総務部	63		選挙管理委員会	6
	琵琶湖環境部	140		人事委員会	1
	健康医療福祉部	353		監査委員	1
	商工観光労働部	105		公安委員会	1
	農政水産部	142		警察本部長	139
	土木交通部	104		労働委員会	5
	会計管理局	2		収用委員会	2
					海区漁業調整委員会
			内水面漁場管理委員会	3	
			公営企業管理者	0	
			病院事業管理者	25	
			地方独立行政法人	5	
	計	1,050		計	266
合計					1,316

## 2 保有個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求

### (1) 開示請求の処理状況

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。平成 26 年度は 150 件の請求がありました。

また、実施機関があらかじめ定めた試験の得点などの個人情報は、口頭により開示の請求をし、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示と呼んでおり、平成 26 年度は 4,542 件の請求がありました。

表 2 開示請求の受付および処理状況 (単位：件)

年 度	文 書 に よ る も の							口頭によるもの(簡易開示)
	請求 件数	取下 げ	処 理 状 況					
			開示	一部 開示	不 開 示			請求(開示) 件 数
				不開示	不存在	その他		
平成 7～24 年度	588	18	339	212	7	11	1	15,223
平成 25 年度	138	3	41	74	0	20	0	4,790
平成 26 年度	150	0	51	87	2	9	1	4,542
(知事)	(43)	(0)	(19)	(16)	(0)	(7)	(1)	(162)
(行政委員会等)	(107)	(0)	(32)	(71)	(2)	(2)	(0)	(4,380)
合 計	876	21	431	373	9	40	2	24,555

表 3 実施機関別の請求件数

実施機関	件	割 合	実施機関	件	割 合
知事	43	28.7%	警察本部長	40	26.7%
教育委員会	38	25.3%	収用委員会	1	0.7%
病院事業管理者	28	18.7%	合 計	150	100.0%

(注)各実施機関の割合の合計は、小数点以下の処理の関係で 100%にならない。

### (2) 訂正請求の処理状況

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加または削除を含む。)の請求をすることができます。平成 26 年度は請求がありませんでした。

表 4 訂正請求の処理状況 (単位：件)

年 度	請求件数	取下げ	処 理 状 況				
			訂 正	一部訂正	不訂正	その他	未決定
平成 7～25 年度	2	0	1	1	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	0	1	1	0	0	0

### (3) 利用停止請求の処理状況

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報条例に違反して保有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。平成 26 年度は請求がありませんでした。

表 5 利用停止請求の処理状況 (単位：件)

年 度	請求件数	取下げ	処 理 状 況			
			利用停止	一部利用停止	利用不停止	その他
平成 17～25 年度	0	0	0	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

※利用停止請求制度は平成 17 年度から開始されました。

### 3 不開示理由の内訳

一部開示決定・不開示決定の不開示理由（不存在・その他を除く）は、「開示請求者以外の個人に関する情報」が最も多く、次いで「事務事業支障情報」が多く、これら 2 つが不開示理由の大半（74.4%）を占めています。

表 6 不開示理由の内訳

不 開 示 理 由	件	適用率(%)
生命等を害するおそれがある情報（15 条第 1 号該当）	0	0%
開示請求者以外の個人に関する情報（15 条第 2 号該当）	75	48.1%
事業活動情報（第 15 条第 3 号該当）	1	0.6%
公共安全支障情報（第 15 条第 4 号該当）	38	24.4%
法令秘情報（第 15 条第 5 号該当）	0	0%
審議、検討または協議情報（第 15 条第 6 号該当）	1	0.6%
事務事業支障情報（第 15 条第 7 号該当）	41	26.3%
合 計	156	100.0%

注 1 件の決定で複数の不開示理由が適用されているものや不存在を理由とするものがあるため、一部開示決定・不開示決定の処理件数とは一致しない。

#### 4 不服申立ての処理状況

開示請求、訂正請求または利用停止請求に対する決定に不服がある場合、行政不服審査法に基づき不服申立てによる救済を受けることができます。平成 26 年度は 7 件の申立てがあり、うち 4 件は諮問取下げ、残る 3 件は平成 27 年度審議継続中です。

なお、平成 26 年度の答申済 2 件は、平成 25 年度に諮問があったものです。

表 7 不服申立ての処理状況

(単位：件)

年 度	不服申立件数	却下	諮問前取下げ	個人情報保護審議会				実施機関の処理			
				諮問	答申済	審査中	取下げ	認容	一部認容	棄却	未決定
平成 7～25 年度	24	4	1	19	13	1	1	0	9	4	0
平成 26 年度	7	0	0	7	2	3	6	1	1	0	0
合 計	31	4	1	26	15	4	7	1	10	4	0

#### 5 実施機関に関する苦情処理

県の機関（実施機関）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理することとなっています。平成 26 年度における苦情処理件数は 1 件ありました。

##### ○ 苦情内容

- ・ 個人情報が外部に漏えいしているのではないかとの申出事案 1 件

#### 6 事業者に関する苦情相談

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっています。平成 26 年度における苦情相談件数は、1 件ありました。

##### ○ 相談内容

- ・ 個人情報の取扱いに関する事業者の対応に係る苦情相談事案 1 件

#### 7 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関から諮問された事項の審議、個人情報保護制度の運営および改善に関する事項についての建議ならびに特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定による意見の聴取に係る事項を調査審議を行うこととなっています。

また、平成 14 年 8 月 5 日から住民基本台帳法第 30 条の 9 第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。

審議会の委員は 7 名で任期は 2 年となっています。

○個人情報保護審議会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項
第 82 回	平成 26 年 4 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第 16 号、第 17 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 18 号、第 19 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 15 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 14 号に係る審議について</li> </ul>
第 83 回	平成 26 年 5 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第 14 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 15 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 16 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号に係る審議について</li> </ul>
第 84 回	平成 26 年 6 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第 14 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 15 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 16 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号に係る審議について</li> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）への対応について</li> </ul>
第 85 回	平成 26 年 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年度住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について</li> <li>・ 平成 25 年度個人情報保護制度の運用状況について</li> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報保護評価について</li> <li>・ 番号法への対応に伴う個人情報保護条例の一部改正について</li> <li>・ 諮問第 15 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 16 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号に係る審議について</li> </ul>
第 86 回	平成 26 年 9 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法への対応に伴う個人情報保護条例の一部改正について</li> <li>・ 諮問第 15 号に係る審議について</li> </ul>
第 87 回	平成 26 年 9 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第 15 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 16 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号、第 24 号に係る審議について</li> </ul>
第 88 回	平成 26 年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第 18 号および第 24 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 25 号に係る審議について</li> </ul>
第 89 回	平成 26 年 11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第 18 号および第 24 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 25 号に係る審議について</li> </ul>
第 90 回	平成 26 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報保護評価第三者点検の実施方法について</li> <li>・ 諮問第 25 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 18 号および第 24 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 19 号、第 20 号、第 21 号および第 23 号に係る審議について</li> </ul>



第 91 回	平成 27 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報保護評価第三者点検の内容協議について</li> <li>・ 諮問第 16 号および第 22 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 18 号および第 24 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 19 号、第 20 号、第 21 号および第 23 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 25 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 26 号に係る審議について</li> </ul>
第 92 回	平成 27 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報保護評価第三者点検について</li> <li>・ 諮問第 18 号および第 24 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 19 号、第 20 号、第 21 号および第 23 号に係る審議について</li> </ul>
第 93 回	平成 27 年 3 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報保護評価第三者点検について</li> <li>・ 諮問第 15 号、第 18 号および第 24 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 25 号に係る審議について</li> <li>・ 諮問第 26 号に係る審議について</li> </ul>

○個人情報保護審議会委員

(平成 27 年 3 月末現在)

区 分	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	松本 哲治	同志社大学大学院司法研究科教授	
会長職務代理者	仲野 武志	京都大学大学院法学研究科教授	
委 員	鏡 貴絵	(有) キャッツ 代表取締役	
委 員	荒川 眞知子	元野洲市立祇王小学校校長	
委 員	浮田 麻里	弁護士	
委 員	近藤 月彦	元滋賀県政策調整部長	
委 員	山田 到史子	関西学院大学大学院司法研究科准教授	

## 【資料 1】

# 事業者における個人情報の取扱いに関する指針

平成 7 年 9 月 4 日滋賀県告示第 436 号  
(改正)平成 17 年 9 月 16 日滋賀県告示第 826 号

## 1 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずる際によりどころとなるように作成したものである。

## 2 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) この指針は、情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

## 3 個人情報の取得

- (1) 個人情報の取得は、事業者の正当な事業の範囲内において、利用目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- (2) 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- (3) 個人情報を取得するときは、原則として本人が利用目的を確認できるようにするものとする。
- (4) 個人情報の本人以外のものからの取得は、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

## 4 個人情報の利用または提供

- (1) 個人情報の利用または提供は、原則として利用目的の範囲内で行うものとする。
- (2) 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用し、または提供しようとするときは、本人の同意がある場合または本人の権利利益が不当に侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

## 5 個人情報の適正管理

- (1) 個人情報は、利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失およびき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去するものとする。
- (4) 個人情報の取扱いを伴う事業を委託するときは、受託者に対して、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

## 6 個人情報の開示等

- (1) 本人から自己の個人情報について開示を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。
- (2) 本人から自己の個人情報について事実の誤りがあるとして訂正、追加または削除を求められたときは、内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。
- (3) 本人から自己の個人情報について不適正な取得、利用または提供があるとして利用の停止、消去または提供の停止を求められたときは、内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。

## 7 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、個人情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

## 8 実施責任

個人情報の取扱いについて権限を有する者は、この指針を遵守する責任を負うものとする。

## 【資料2】

## 個人情報開示請求の処理状況（平成7年度～平成26年度）

（単位：件）

年 度	文 書 に よ る も の							口頭によるもの （簡易開示）	
	請求件数	取下げ	処 理 状 況					合 計	請求（開示） 件 数
			開示	一部開示	不 開 示				
				不開示	不存在	その他			
平成7年度	3	0	3	0	0	0	0	3	221
平成8年度	4	0	4	0	0	0	0	4	514
平成9年度	4	0	2	0	1	1	0	4	616
平成10年度	17	0	16	1	0	0	0	17	551
平成11年度	15	0	12	3	0	0	0	15	699
平成12年度	7	1	3	3	0	0	0	6	656
平成13年度	8	1	4	3	0	0	0	7	581
平成14年度	15	0	11	3	0	1	0	15	726
平成15年度	16	0	11	3	2	0	0	16	677
平成16年度	17	0	13	3	0	0	1	17	294
平成17年度	26	0	14	11	0	1	0	26	360
平成18年度	45	0	27	18	0	0	0	45	639
平成19年度	43	2	30	9	2	0	0	41	766
平成20年度	44	1	21	22	0	0	0	43	722
平成21年度	64	4	20	37	1	2	0	60	668
平成22年度	63	0	25	34	1	3	0	63	892
平成23年度	81	5	51	24	0	1	0	76	892
平成24年度	116	4	72	38	0	2	0	112	4,749
平成25年度	138	3	41	74	0	20	0	135	4,790
平成26年度	150	0	51	87	2	9	1	150	4,542
合 計	876	21	431	373	9	40	2	855	24,555

【資料3】

平成26年度保有個人情報開示請求内容および処理結果

番号	請求年月日	請求者区分	請求内容	実施機関	主務課	決定内容	決定日	不開示理由等
1	H26.4.3	本人	警察官に話を聞いてもらった時の内容が分かる暴力的事案認知報告書	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.4.15	2号、4号、7号 第60条第2項
2	H26.4.2	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.4.15	
3	H26.4.3	本人	滋賀県立膳所高等学校特色および一般選抜学力検査の各教科の得点	教育委員会	膳所高等学校	一部開示	H26.4.8	2号
4	H26.4.3	本人	滋賀県立高等学校入学者一般選抜学力検査の各教科の得点、合計点、順位	教育委員会	国際情報高等学校	一部開示	H26.4.8	2号
5	H26.4.7	本人	警察に相談した内容が分かる警察安全相談簿	警察本部長	守山警察署	一部開示	H26.4.10	2号、4号、7号
6	H26.4.7	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.4.22	
7	H26.4.10	本人	滋賀県立高等学校特色選抜各得点、総合問題I・II、小論文の各点数	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H26.4.15	2号
8	H26.4.11	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	草津警察署	一部開示	H26.4.18	2号、4号、7号
9	H26.4.17	本人	警察署に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	守山警察署	一部開示	H26.4.18	2号、4号、7号
10	H26.4.17	法定代理人	診療録	病院事業管理者	小児保健医療センター	開示	H26.5.2	
11	H26.4.22	本人	・異議申立の決定書に関する総合入力支援システム入力の「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての当該異議申立書の表題部	知事	住宅課	開示	H26.5.7	
12	H26.4.22	本人	・「滋賀県営住宅管理センターセンター長が行った増築の定義」に記載した増築の定義を主張した経緯を明らかにする文書 ・建築基準法を基本とした定義であることを明らかにする文書 他	知事	住宅課	一部開示	H26.5.7	一部不存在
13	H26.4.22	本人	陳情書の別紙の内容が当事者に伝わっていることに関する文書 他	知事	住宅課	一部開示	H26.5.7	一部不存在
14	H26.4.22	本人	・電子メール削除記録 ・電子メール・添付ファイル削除記録 ・電子メールに添付されたファイル	知事	情報政策課 住宅課	不開示	H26.5.7	不存在
15	H26.4.22	本人	人事課長あて陳情書のうち特定部分	知事	住宅課	開示	H26.5.7	
16	H26.4.22	本人	・異議申立書に関する人事課内における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	人事課	一部開示	H26.5.8	一部不存在
17	H26.4.22	本人	・異議申立書に関する人事課内における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	人事課	一部開示	H26.5.8	一部不存在
18	H26.4.22	本人	・異議申立書に関する人事課内における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	人事課	一部開示	H26.5.8	一部不存在
19	H26.5.7	本人	滋賀県立高等学校一般選抜学力検査5教科の各得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H26.5.7	2号
20	H26.5.8	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜特色選抜 総合問題I・II、小論文の各得点、順位	教育委員会	守山高等学校	一部開示	H26.5.9	2号
21	H26.5.13	本人	滋賀県立高等学校一般選抜学力検査5教科の各得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H26.5.20	2号
22	H26.5.13	本人	警察に通報したことが分かる個人情報	警察本部長	近江八幡警察署	一部開示	H26.5.27	2号、3号、4号 7号
23	H26.5.13	本人	警察官が処理したことが分かる個人情報	警察本部長	近江八幡警察署	一部開示	H26.5.27	2号、4号、7号
24	H26.5.13	本人	異議申立書に関する住宅課における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	住宅課	開示	H26.5.28	

番号	請求年月日	請求者区分	請求内容	実施機関	主務課	決定内容	決定日	不開示理由等
25	H26.5.13	本人	異議申立書に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	住宅課	開示	H26.5.28	
26	H26.5.13	本人	異議申立書に関する住宅課における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	住宅課	開示	H26.5.28	
27	H26.5.13	本人	異議申立書に関する住宅課内における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	住宅課	開示	H26.5.28	
28	H26.5.13	本人	異議申立書に関する住宅課内における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	住宅課	開示	H26.5.28	
29	H26.5.13	本人	異議申立書に関する「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	住宅課	開示	H26.5.28	
30	H26.5.13	本人	異議申立書に関する人事課内における「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	人事課	一部開示	H26.5.28	一部不存在
31	H26.5.13	本人	異議申立書に関する人事課内における「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	人事課	一部開示	H26.5.28	一部不存在
32	H26.5.13	本人	異議申立書に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	人事課	一部開示	H26.5.28	一部不存在
33	H26.5.14	本人	通報の状況を記録した書面	警察本部長	草津警察署	不開示	H26.5.21	2号、4号、7号 18条(存否応答拒否)
34	H26.5.15	本人	ダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設届出書	知事	高島環境事務所	開示	H26.5.19	
35	H26.5.14	本人	紹介状	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.5.29	
36	H26.5.19	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	彦根警察署	一部開示	H26.5.29	2号
37	H26.5.27	本人	警察に自宅に来てもらったことが分かる個人情報	警察本部長	甲賀警察署	一部開示	H26.6.4	2号、4号、7号
38	H26.6.2	法定代理人	滋賀県立膳所高等学校特色及び一般選抜学力検査の各教科の得点及び順位	教育委員会	膳所高等学校	一部開示	H26.6.5	2号
39	H26.6.2	本人	異議申立に対して行われた決定のうち、特定の決定以外のものが存在するのであれば、当該決定の異議申立に係る「受理、起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	住宅課	不開示	H26.6.17	不存在
40	H26.6.2	本人	メール保管用サーバに保管されている特定電子メール	知事	情報政策課 住宅課	不開示	H26.6.17	公文書非該当 不存在
41	H26.6.2	本人	・メール保管用サーバに保管されている特定電子メール削除記録 ・メール保管用サーバに保管されている特定電子メール添付ファイル	知事	情報政策課 住宅課	不開示	H26.6.17	不存在
42	H26.6.9	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.6.20	
43	H26.6.11	本人	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求書とその添付資料	知事	健康福祉政策課	一部開示	H26.6.13	2号、7号
44	H26.6.18	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.6.30	
45	H26.6.25	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	守山警察署	一部開示	H26.7.8	2号、4号、7号 第60条第2項
46	H26.6.26	本人 (遺族)	看護日誌、薬、治療、検査データ、説明書、同意書、病理解部の結果データ	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.7.10	
47	H26.7.1	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.7.9	2号、4号、7号 第60条第2項
48	H26.7.4	本人	特色選抜総合問題Ⅰ、Ⅱ 小論文の点数	教育委員会	虎姫高等学校	一部開示	H26.7.8	2号
49	H26.7.4	本人	相談記録	知事	甲賀健康福祉事務所	一部開示	H26.7.18	2号、7号
50	H26.7.7	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.7.17	

番号	請求年月日	請求者区分	請求内容	実施機関	主務課	決定内容	決定日	不開示理由等
51	H26.7.8	本人	措置入院に関する情報等	知事	精神保健福祉センター	一部開示	H26.7.23	2号、7号
52	H26.7.7	本人	診療録	病院事業管理者	精神医療センター	一部開示	H26.7.18	2号
53	H26.7.17	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.8.1	
54	H26.7.23	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.7.31	2号、4号、7号
55	H26.7.25	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	近江八幡警察署	一部開示	H26.7.31	2号、4号、7号 第60条第2項
56	H26.7.30	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	草津警察署	一部開示	H26.8.5	2号、4号、7号
57	H26.8.4	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	甲賀警察署	一部開示	H26.8.21	2号、4号、7号 第60条第2項
58	H26.8.5	本人	特定会社で発生した事故に関する個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.8.12	2号、4号、7号 第60条第2項
59	H26.8.6	法定代理人	滋賀県立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査5教科各得点、順位	教育委員会	彦根東高等学校	一部開示	H26.8.7	2号
60	H26.8.7	法定代理人	滋賀県立高等学校特色及び一般選抜学力検査の各教科得点、順位	教育委員会	膳所高等学校	一部開示	H26.8.12	2号
61	H26.8.15	本人	現場にきた警察官が処理した結果が分かる個人情報	警察本部長	高速道路交通警察隊	一部開示	H26.8.22	2号、4号、7号
62	H26.8.19	本人	警察官が私の家に来たときの状況が分かる個人情報	警察本部長	草津警察署	一部開示	H26.9.2	2号、4号、7号 第60条第2項
63	H26.8.22	本人	診療録	病院事業管理者	精神医療センター	一部開示	H26.9.3	2号
64	H26.8.26	本人	警察が処理したことが分かる個人情報	警察本部長	近江八幡警察署	一部開示	H26.9.3	2号、4号、7号 第60条第2項
65	H26.8.29	本人	診療録、フィルム	病院事業管理者	成人病センター	一部開示	H26.9.16	不存在
66	H26.9.1	本人	110番通報したことが分かる記録と内容の個人情報	警察本部長	通信指令課	一部開示	H26.9.10	2号、4号、7号 第60条第2項
67	H26.9.2	本人	原状回復催告書に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書 他	知事	住宅課	一部開示	H26.9.17	2号
68	H26.9.2	本人	裁決書に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書 他	知事	住宅課	開示	H26.9.17	
69	H26.9.2	本人	総務大臣から副本として送付された審査請求書に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分 他	知事	住宅課	不開示	H26.9.17	不存在
70	H26.9.3	本人	交通事故に関する個人情報	警察本部長	木之本警察署	一部開示	H26.9.16	2号、4号 第60条第2項
71	H26.9.5	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.9.19	
72	H26.9.9	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	不開示	H26.9.19	不存在
73	H26.9.12	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.9.25	
74	H26.9.16	本人	入院保証書	病院事業管理者	精神医療センター	一部開示	H26.9.22	2号
75	H26.9.18	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26.10.2	
76	H26.9.22	本人	総務大臣から副本として送付された審査請求書に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての特定部分	知事	総務課	不開示	H26.10.2	不存在
77	H26.9.24	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.10.2	2号、4号、7号

番号	請求年月日	請求者区分	請求内容	実施機関	主務課	決定内容	決定日	不開示理由等
78	H26.9.26	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	近江八幡警察署	一部開示	H26.10.7	2号、4号、7号 第60条第2項
79	H26.10.2	本人	入院保証書	病院事業管理者	精神医療センター	一部開示	H26.10.8	2号
80	H26.10.6	本人	個人情報保護審議会諮問通知書他に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書	知事	住宅課	一部開示	H26.10.22	一部不存在
81	H26.10.6	本人	個人情報保護審議会諮問通知書他に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書	知事	住宅課	一部開示	H26.10.22	一部不存在
82	H26.10.6	本人	個人情報保護審議会諮問通知書他に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書	知事	住宅課	開示	H26.10.22	
83	H26.10.6	本人	「送付書への見解について」の廃棄に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書 他	知事	住宅課	不開示	H26.10.22	不存在
84	H26.10.9	本人	滋賀県教員採用選考試験の総合順位、各試験区分ごとの評価	教育委員会	教職員課	開示	H26.10.22	
85	H26.10.14	本人	カルテ	病院事業管理者	精神医療センター	一部開示	H26.10.22	2号
86	H26.10.14	本人 (遺族)	診療録	病院事業管理者	成人病センター	一部開示	H26.10.28	一部不存在
87	H26.10.20	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.10.28	2号、4号、7号
88	H26.10.22	本人	裁決申請書・明渡裁決申立書の参考資料のうち、交渉の経過の概要	収用委員会	収用委員会事務局	不開示	H26.12.2	7号
89	H26.10.27	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜学力検査の得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H26.10.30	2号
90	H26.10.27	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜学力検査の得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H26.10.30	2号
91	H26.10.27	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜学力検査の得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H26.10.30	2号
92	H26.10.27	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜学力検査の得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H26.10.30	2号
93	H26.10.27	本人	許可申請書に添付された同意書	知事	森林保全課	開示	H26.10.30	
94	H26.10.27	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考一般教養等各点数・集団面接の評価表、総合点、順位	教育委員会	教職員課	開示	H26.11.7	
95	H26.10.27	本人	許可申請書に添付された同意書	知事	砂防課	開示	H26.10.30	
96	H26.10.30	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考一般教養等各点数・集団面接の評価、第二次選考指導実技、個人面接の各評価・総合順位	教育委員会	教職員課	開示	H26.11.7	
97	H26.10.30	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考一般教養等各点数・集団面接の評価、第二次選考指導実技、個人面接の各評価・総合順位	教育委員会	教職員課	開示	H26.11.7	
98	H26.10.31	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考一般教養等各点数・集団面接の評価、第二次選考指導実技、個人面接の各評価・総合順位	教育委員会	教職員課	開示	H26.11.7	
99	H26.11.4	本人	滋賀県営住宅管理者の部長が作成・行使した審査申出書等に対する回答に関する「起案、供覧、決裁」の過程を明らかにする文書及びその付属文書としての当該文書	知事	住宅課	不開示	H26.11.19	不存在
100	H26.11.10	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	守山警察署	一部開示	H26.11.19	2号、4号、7号 第60条第2項
101	H26.11.14	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.11.25	不存在 2号、4号、7号
102	H26.11.17	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26.11.26	2号、4号、7号 不存在

番号	請求年月日	請求者区分	請求内容	実施機関	主務課	決定内容	決定日	不開示理由等
103	H26. 11. 20	本人	・警察に相談した内容が分かる個人情報 ・警察に会社に来てもらった状況が分かる個人情報	警察本部長	近江八幡警察署	一部開示	H26. 12. 2	2号、4号、7号
104	H26. 11. 20	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考一般教養等各点数・集団面接の評価、第二次選考指導実技、個人面接の各評価・総合順位	教育委員会	教職員課	開示	H26. 11. 28	
105	H26. 11. 26	本人	警察に苦情を申し立てた内容が分かる個人情報	警察本部長	守山警察署	一部開示	H26. 12. 9	2号、4号、7号 第60条第2項
106	H26. 11. 27	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	甲賀警察署	一部開示	H26. 12. 2	2号、4号、7号
107	H26. 11. 27	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第二次選考の個人面接評価票、指導実技評価票	教育委員会	教職員課	開示	H26. 12. 4	
108	H26. 12. 1	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考一般教養・教職教養、専門教科・科目、小論文の答案用紙、集団面接の評価	教育委員会	教職員課	開示	H26. 12. 15	
109	H26. 12. 6	本人	相談者（本件開示請求人）が作成した訴状の原稿	知事	消費生活センター	開示	H26. 12. 16	
110	H26. 12. 9	本人	診療録、看護記録、画像、写真、フィルム	病院事業管理者	成人病センター	開示	H26. 12. 22	
111	H26. 12. 10	本人	介護支援専門員実務研修受講試験の解答用紙	知事	医療福祉推進課	開示	H26. 12. 11	
112	H26. 12. 10	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考専門教科科目、小論文答案	教育委員会	教職員課	開示	H26. 12. 11	
113	H26. 12. 11	本人	介護支援専門員実務研修受講試験の解答用紙	知事	医療福祉推進課	開示	H26. 12. 11	
114	H26. 12. 12	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	草津警察署	一部開示	H26. 12. 19	2号、4号、7号 第60条第2項
115	H26. 12. 12	本人	介護支援専門員実務研修受講試験の解答用紙	知事	医療福祉推進課	開示	H26. 12. 15	
116	H26. 12. 12	本人	請求者が持参した手紙、請求者から聴き取った内容、アドバイス指導等対応を記録した文書	教育委員会	学校教育課	開示	H26. 12. 17	
117	H26. 12. 15	本人	警察に通報した内容が分かる個人情報	警察本部長	通信指令課	不開示	H26. 12. 19	不存在
118	H26. 12. 16	本人	警察に相談した内容が分かる警察安全相談簿	警察本部長	大津警察署	一部開示	H26. 12. 19	2号、4号、7号
119	H26. 12. 22	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	甲賀警察署	一部開示	H27. 1. 9	2号、4号、7号
120	H26. 12. 25	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次試験 専門教科・科目、小論文の各点数、集団面接の評価、総合順位 ・第二次選考 個人面接、指導実技の各評価、総合順位	教育委員会	教職員課	開示	H27. 1. 6	
121	H27. 1. 7	本人	診療録	病院事業管理者	精神医療センター	一部開示	H27. 1. 15	2号
122	H27. 1. 8	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	草津警察署	一部開示	H27. 1. 19	2号、4号、7号 第60条第2項
123	H27. 1. 9	法定代理人	診療録	病院事業管理者	小児保健医療センター	開示	H27. 1. 22	
124	H27. 1. 9	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次試験一般教養・教職教養、専門解答用紙	教育委員会	教職員課	開示	H27. 1. 22	
125	H27. 1. 13	本人	死産届	知事	南部健康福祉事務所	開示	H27. 1. 13	
126	H27. 1. 16	本人 (遺族)	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H27. 1. 30	
127	H27. 1. 27	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H27. 2. 2	2号、4号、7号



番号	請求年月日	請求者区分	請求内容	実施機関	主務課	決定内容	決定日	不開示理由等
128	H27.1.27	本人	滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次試験一般教養・教職教養、専門解答用紙	教育委員会	教職員課	開示	H27.2.10	
129	H27.1.29	本人	相談記録、対応記録	教育委員会	教職員課	一部開示	H27.2.10	一部不存在
130	H27.2.6	本人	消費生活相談の記録	知事	消費生活センター	一部開示	H27.2.19	2号
131	H27.2.9	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H27.2.24	
132	H27.2.10	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H27.2.24	
133	H27.2.13	本人	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H27.2.27	
134	H27.2.16	本人	砂利採取業務主任者試験の解答用紙	知事	モノづくり振興課	開示	H27.2.16	
135	H27.2.16	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜学力検査の得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H27.2.23	2号
136	H27.2.16	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜特色選抜の総合問題Ⅰ・Ⅱ、小論文の各得点	教育委員会	石山高等学校	一部開示	H27.2.23	2号
137	H27.2.23	本人	滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考一次考査における教養試験・専門試験の点数、総合順位	教育委員会	図書館	一部開示	H27.2.25	2号
138	H27.2.20	本人 (遺族)	診療録	病院事業管理者	成人病センター	開示	H27.3.4	
139	H27.2.27	本人	滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考一次考査における教養試験・専門試験の点数、総合点の順位	教育委員会	図書館	一部開示	H27.3.1	2号
140	H27.3.16	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	大津警察署	一部開示	H27.3.25	2号、4号、7号
141	H27.3.17	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	長浜警察署	一部開示	H27.3.25	2号、4号、7号
142	H27.3.20	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜特色選抜および一般選抜学力検査の各教科の得点	教育委員会	膳所高等学校	一部開示	H27.3.23	2号
143	H27.3.20	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査の各教科の得点	教育委員会	大津商業高等学校	一部開示	H27.3.24	2号
144	H27.3.20	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査の各教科の得点	教育委員会	北大津高等学校	一部開示	H27.3.23	2号
145	H27.3.24	法定代理人	特定個人に対するいじめ事案に関する資料	教育委員会	学校教育課	一部開示	H27.4.2	2号
146	H27.3.24	本人	警察に相談した内容が分かる個人情報	警察本部長	東近江警察署	一部開示	H27.4.2	2号、4号、7号
147	H27.3.26	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜学力検査の得点	教育委員会	彦根翔陽高等学校	一部開示	H27.3.26	2号
148	H27.3.26	本人	警察が現場に来たことが分かる個人情報	警察本部長	近江八幡警察署	一部開示	H27.4.8	2号、4号、7号
149	H27.3.27	本人	相談記録	知事	住宅課	一部開示	H27.4.6	2号、6号
150	H27.3.27	本人	滋賀県立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査の各教科の得点	教育委員会	膳所高等学校	一部開示	H27.3.30	2号

## 【資料4】

## 口頭により開示請求を行うことができる個人情報

平成26年度

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
狩猟免許試験	知識試験および技能試験の得点	合格発表の日から1箇月間	琵琶湖環境部自然環境保全課
歯科技工士国家試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部健康医療課
毒物劇物取扱者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部薬務感染症対策課
登録販売者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部薬務感染症対策課
ふぐ調理師試験	学科試験の科目別得点および実技試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部生活衛生課
クリーニング師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部生活衛生課
総合保健専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校
総合保健専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校
総合保健専門学校社会人入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校
看護専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校
看護専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校
看護専門学校社会人入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校
介護支援専門員実務研修受講試験	総合正解数および各分野別正解数	合格発表の日から1箇月間	健康医療福祉部医療福祉推進課
採石業務管理者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部モノづくり振興課
砂利採取業務主任者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部モノづくり振興課
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部労働雇用政策課
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部労働雇用政策課
高等技術専門学校普通職業訓練短期課程(新規中学校卒業生対象) 入校選考試験	総合得点	合格発表の日から1箇月間	滋賀県立高等技術専門学校
高等技術専門学校普通職業訓練普通課程(高等学校卒業生等を対象とする課程) 推薦入校選考試験	自動車整備科にあつては、筆記試験の科目別得点および総合得点 生産システム制御科およびコンピュータ制御科にあつては、総合得点	合格発表の日から1箇月間	受験した滋賀県立高等技術専門校の校舎
高等技術専門学校普通職業訓練普通課程(高等学校卒業生等を対象とする課程) 一般入校選考試験	自動車整備科にあつては、筆記試験の科目別得点および総合得点 生産システム制御科およびコンピュータ制御科にあつては、総合得点	合格発表の日から1箇月間	受験した滋賀県立高等技術専門校の校舎
高等技術専門学校普通職業訓練短期課程(知的障害者を対象とする課程) 入校選考試験	基礎学力試験の科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	滋賀県立高等技術専門学校草津校舎
高等技術専門学校普通職業訓練短期課程(デュアルシステムによる課程) 入校選考試験	総合得点	合格発表の日から1箇月間	滋賀県立高等技術専門学校米原校舎
農業大学校入学試験	小論文を除く筆記試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	農業技術振興センター農業大学校
二級建築士試験	学科試験の科目別得点および設計製図試験の採点結果の区分(ランク)	合格発表の日から1箇月間	土木交通部建築課
木造建築士試験	学科試験の科目別得点および設計製図試験の採点結果の区分(ランク)	合格発表の日から1箇月間	土木交通部建築課

口頭により開示請求を行うことができる個人情報項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)	第一次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験および専門試験 の各正答数	第一次試験合格 発表の日から1 箇月間	人事委員会事務局
	第一次試験の合計得点と第二次試験 の合計得点とを合算して得た総 合得点および総合得点による順位	第二次試験合格 発表の日から1 箇月間	
滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)	第一次試験の合計得点および順位	第一次試験合格 発表の日から1 箇月間	人事委員会事務局
	第一次試験の合計得点と第二次試験 の合計得点とを合算して得た総 合得点および総合得点による順位	第二次試験合格 発表の日から1 箇月間	
滋賀県職員採用試験(身体障害者を対象 とした採用試験)	教養試験の得点および順位	教養試験を実施 した日の翌日か ら1箇月間	人事委員会事務局
	教養試験の得点と作文試験の得点 と口述試験の得点とを合算して得 た総合得点および総合得点による 順位	合格発表の日か ら1箇月間	
滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試 験(高校卒業程度)	第一次試験の合計得点および順位	第一次試験合格 発表の日から1 箇月間	人事委員会事務局
	第一次試験の合計得点と第二次試験 の合計得点とを合算して得た総 合得点および総合得点による順位	第二次試験合格 発表の日から1 箇月間	
滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試 験(身体障害者を対象とした採用試験)	教養試験の得点および順位	教養試験を実施 した日の翌日か ら1箇月間	人事委員会事務局
	教養試験の得点と作文試験の得点 と口述試験の得点とを合算して得 た総合得点および総合得点による 順位	合格発表の日か ら1箇月間	
滋賀県警察官採用試験	第一次試験(教養試験および専門 試験)の得点および順位	第一次試験(教 養試験および専 門試験)の合格 発表の日から1 箇月間	滋賀県警察本部警務部 警務課
	第一次試験(教養試験および専門 試験)の得点および第二次試験 (作文試験、身体検査、身体精密 検査、適性検査および体力試験) の得点を合算して得た総合得点な らびに総合得点による順位	第二次試験(作 文試験、身体検 査、身体精密検 査、適性検査お よび体力試験) の合格発表の日 から1箇月間	
	第一次試験(教養試験および専門 試験)の得点、第二次試験(作文 試験、身体検査、身体精密検査、 適性検査および体力試験)の得点 および第二次試験(口述試験)の 得点を合算して得た総合得点な らびに総合得点による順位	第二次試験(口 述試験)の合格 発表の日から1 箇月間	
猟銃等初心者講習会考査	筆記による考査の得点	合格発表の日か ら1箇月間	考査実施当日は考査実 施場所、考査実施日の 翌日からは滋賀県警察 本部生活安全部生活環 境課
年少射撃資格講習会考査	筆記による考査の得点	合格発表の日か ら1箇月間	考査実施当日は考査実 施場所、考査実施日の 翌日からは滋賀県警察 本部生活安全部生活環 境課

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
駐車監視員資格者講習修了考査	資格者講習修了考査の得点	合格発表の日から1箇月間	考査実施当日は考査実施場所、考査実施日の翌日からは滋賀県警察本部交通部交通指導課
駐車監視員資格者認定考査	資格者認定考査の得点	合格発表の日から1箇月間	
運転免許試験	学科試験の得点	合格発表の日から1箇月間	滋賀県警察本部交通部運転免許課または運転免許課米原分室。ただし、原付試験については、試験実施当日は試験実施場所、試験実施日の翌日からは滋賀県警察本部交通部運転免許課
	技能試験の得点	合格発表の日から1箇月間	
	知識確認審査の得点	審査の結果発表の日から1箇月間	
	技能確認審査の得点	審査の結果発表の日から1箇月間	
技能検定員審査	審査細目ごとの得点	審査結果の通知の日から1箇月間	滋賀県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査	審査細目ごとの得点	審査結果の通知の日から1箇月間	
停止処分者講習の考査	考査の得点	考査の結果発表の日から1箇月間	
滋賀県立大学入学者推薦入学試験	試験結果に係る総合順位	合格発表の日から1箇月間	公立大学法人滋賀県立大学
滋賀県立大学入学者一般選抜試験	試験結果に係る総合得点および順位	合格発表の日から1週間	
公立大学法人滋賀県立大学職員採用試験(第1次試験)	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格者発表の日から1箇月間	公立大学法人滋賀県立大学
公立大学法人滋賀県立大学職員採用試験(第2次試験)	第1次試験と第2次試験とを合わせた総合得点および総合順位	最終合格者発表の日から1箇月間	

## 【資料5】

## 簡易開示（口頭による開示請求）の開示件数（平成26年度）

試験等の名称	試験等の実施課室所	件数
狩猟免許試験	琵琶湖環境部自然環境保全課	5
歯科技工士国家試験	健康医療福祉部健康医療課	6
毒物劇物取扱者試験	健康医療福祉部薬務感染症対策課	1
登録販売者試験	健康医療福祉部薬務感染症対策課	5
ふぐ調理師試験	健康医療福祉部生活衛生課	4
クリーニング師試験	健康医療福祉部生活衛生課	3
総合保健専門学校一般入学試験	総合保健専門学校	2
総合保健専門学校推薦入学試験	総合保健専門学校	14
総合保健専門学校社会人入学試験	総合保健専門学校	15
看護専門学校一般入学試験	看護専門学校	12
看護専門学校推薦入学試験	看護専門学校	3
看護専門学校社会人入学試験	看護専門学校	15
介護支援専門員実務研修受講試験	健康医療福祉部医療福祉推進課	11
採石業務管理者試験	商工観光労働部モノづくり振興課	0
砂利採取業務主任者試験	商工観光労働部モノづくり振興課	2
技能検定試験	商工観光労働部労働雇用政策課	58
職業訓練指導員試験	商工観光労働部労働雇用政策課	3
高等技術専門学校普通職業訓練短期課程（新規中学校卒業生対象）入校選考試験	滋賀県立高等技術専門学校	1
高等技術専門学校普通職業訓練普通課程（高等学校卒業生等を対象とする課程）推薦入校選考試験	滋賀県立高等技術専門学校	0
高等技術専門学校普通職業訓練普通課程（高等学校卒業生等を対象とする課程）一般入校選考試験	滋賀県立高等技術専門学校	2
高等技術専門学校普通職業訓練短期課程（知的障害者を対象とする課程）入校選考試験	滋賀県立高等技術専門学校	0
高等技術専門学校普通職業訓練短期課程（デュアルシステムによる課程）入校選考試験	滋賀県立高等技術専門学校	0
農業大学校入学試験	農業技術振興センター農業大学校	0
二級建築士試験	土木交通部建築課	0
木造建築士試験	土木交通部建築課	0
滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)第一次	人事委員会事務局	114
滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)第二次	人事委員会事務局	74
滋賀県職員採用上級試験(特別募集：土木)第一次	人事委員会事務局	4
滋賀県職員採用上級試験(特別募集：土木)第二次	人事委員会事務局	1
滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)第一次	人事委員会事務局	1
滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)第二次	人事委員会事務局	2
滋賀県職員採用試験(身体障害者を対象とした採用試験)教養試験	人事委員会事務局	0
滋賀県職員採用試験(身体障害者を対象とした採用試験)教養、作文、口述試験	人事委員会事務局	0
滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)第一次	人事委員会事務局	5
滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)第二次	人事委員会事務局	5
滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(身体障害者を対象とした採用試験)教養試験	人事委員会事務局	1
滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(身体障害者を対象とした採用試験)教養、作文、口述試験	人事委員会事務局	1
滋賀県警察官採用試験	警察本部警務部警務課	80
猟銃等初心者講習会考査	警察本部生活安全部生活環境課	77
年少射撃資格講習会考査	警察本部生活安全部生活環境課	14
駐車監視員資格者講習修了考査	警察本部交通部交通指導課	7
運転免許試験	警察本部交通部運転免許課	3906
技能検定員審査	警察本部交通部運転免許課	7
教習指導員審査	警察本部交通部運転免許課	6
滋賀県立大学入学者推薦入学試験	公立大学法人滋賀県立大学	41
滋賀県立大学入学者一般選抜試験（前期日程）	公立大学法人滋賀県立大学	24
滋賀県立大学入学者一般選抜試験（後期日程）	公立大学法人滋賀県立大学	9
公立大学法人滋賀県立大学職員採用試験（第1次試験）	公立大学法人滋賀県立大学	1
公立大学法人滋賀県立大学職員採用試験（第2次試験）	公立大学法人滋賀県立大学	0
合 計		4542
	(知事部局)	162
	(その他)	4380

【資料6】

個人情報保護審議会の諮問案件の内容と処理状況（～平成26年度）

諮問番号	諮問案件の内容	実施機関	原処分	個人情報保護審議会		決定内容	
			不服申立	諮問 答申	答申内容	年月日	内容
1	「平成10年度県立〇〇学校入学者選抜に係る〇〇〇〇回答用紙」の不開示決定処分に対する異議申立て	教育委員会	10. 4. 7	10. 6. 15	本件対象個人情報を不開示とした決定は、妥当である。	10. 12. 14	棄却
			10. 6. 4	10. 11. 30			
2	「医療保険入院者の入院届、医療保険入院（第33条第2項）の入院届および医療保険入院者の定期病状報告書」の一部開示決定処分に対する異議申立て	知事	11. 4. 15	11. 6. 18	本件対象個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。	12. 5. 23	棄却
			11. 5. 19	12. 3. 17			
3	「〇〇事業組合同規約中の発起人〇〇〇の住所、氏名および出資口数」の不開示決定処分に対する異議申立て	知事	19. 7. 11	19. 8. 24	発起人〇〇〇の住所および氏名についての不開示決定はこれを取り消し、再度決定をし直すべきである。また、出資口数については、これを記述する文書は存在しないので、不存在決定を行うべきである。	20. 4. 25	一部認容
			19. 7. 26	20. 3. 28			
4	「〇〇〇〇の相談記録」の一部開示決定処分に対する異議申立て	知事	20. 6. 20	20. 8. 20	知事が不開示とした部分の一部は開示すべきである。	22. 2. 25	一部認容
			20. 8. 11				
5	一部開示決定により開示された保有個人情報「〇〇〇〇の相談記録」にかかる訂正請求について	知事	21. 4. 10	21. 7. 10	知事が不訂正とした決定は、妥当である。	22. 3. 12	棄却
			21. 6. 12	22. 3. 2			
6	平成22年度滋賀県公立学校教員採用選考試験における評価等の一部開示決定に対する審査請求（審査請求人A）	教育委員会	22. 1. 18	22. 4. 16	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	23. 5. 19	一部認容
			22. 3. 19	23. 3. 30			
7	平成22年度滋賀県公立学校教員採用選考試験における評価等の一部開示決定に対する審査請求（審査請求人B）	教育委員会	22. 1. 18	22. 4. 16	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	23. 5. 19	一部認容
			22. 3. 19	23. 3. 30			
8	平成22年度滋賀県公立学校教員採用選考試験における評価等の一部開示決定に対する審査請求（審査請求人C）	教育委員会	22. 1. 18	22. 4. 16	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	23. 5. 19	一部認容
			22. 3. 19	23. 3. 30			
9	「措置入院に係る診断書の一部開示決定」にかかる異議申し立て	知事	22. 6. 28	22. 9. 6	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	23. 10. 5	一部認容
			22. 8. 23	23. 9. 13			
10	「児童一時保護の決定に関する保有個人情報一部開示決定」にかかる異議申し立て	知事	22. 7. 23	22. 9. 27	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	24. 1. 13	一部認容
			22. 9. 2	23. 11. 21			
11	平成22、23年度滋賀県公立学校教員採用選考試験における評価等の一部開示決定に対する審査請求	教育委員会	22. 8. 27	22. 10. 4	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	23. 5. 19	一部認容
			22. 9. 4	23. 3. 30			
12	「「公務能率に課題のある職員に対する指導指針」に基づく報告文書等」の一部開示決定に対する異議申立て	知事	24. 2. 15	24. 3. 22	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	24. 12. 27	一部認容
			24. 2. 23	24. 11. 27			
13	「平成〇年〇月〇日付け〇〇寺の自然公園法違反の件申立書及びその回答書」の不開示決定に対する異議申立て	知事	25. 1. 4	25. 2. 8	開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は妥当である。	26. 1. 15	棄却
			25. 1. 9	25. 12. 17			

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	原処分	個人情報保護審議会		決定内容	
			不服申立	諮 問	答申内容	年月日	内容
				答 申			
14	「措置入院に係る診断書」の一部開示決定にかかる異議申し立て	知事	25.9.24	25.10.28	不開示とした部分の一部においては、その決定を変更すべき	26.8.15	一部 認容
			25.10.1	26.7.17			
15	「請求者に関する「県営住宅維持修繕執行何書」に関して作成された文書等の決裁等の過程を明らかにする文書」の一部開示決定に対する異議申し立て	知事	25.9.25	25.11.27	審議中		
			25.11.19				
16	「請求者が送付した県営住宅に関する異議申立書（5件）に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書」の不開示決定に対する異議申し立て	知事	25.10.11	25.12.6	27.1.9 諮問取下げ	-	-
			25.11.27	-			
17	「請求者が送付した県営住宅に関する異議申立書(21件)に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書」の不開示決定に対する異議申し立て	知事	25.12.9	25.12.20	26.3.18 諮問取下げ	-	-
			25.12.16	-			
18	「県営住宅管理センターから平成〇年〇月〇日に県に送信されたメール文書の全て」の一部開示決定に対する異議申し立て	知事	26.2.12	26.3.7	サーバーに保管されている文書を保有個人情報として特定し、開示すべきである。	27.4.17	認容
			26.2.24	27.3.31			
19	「請求者が作成行使した県営住宅に関する異議申出書（4件）に関し、指定管理者から県に指導等を求められたこと等に関する事実を明らかにする文書等の記録」の不開示決定に対する異議申し立て	知事	26.2.18	26.3.7	27.2.10 諮問取下げ	-	-
			26.3.4	-			
20	請求者が滋賀県営住宅管理センターに提出した9件の異議申出書に関してセンターから住宅課に指導等を求められたこと、住宅課からセンターに指導等を与えた事実を明らかにする文書、電子記録、メールその他の記録の不開示決定に対する異議申し立て	知事	26.3.14	26.5.9	27.2.10 諮問取下げ	-	-
			26.4.22	-			
21	請求者が提出した異議申出書に関する総合事務支援システム入力に係る受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書およびその付属文書の一部開示決定に対する異議申し立て	知事	26.4.1	26.5.21	27.2.5 諮問取下げ	-	-
			26.5.2	-			

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	原処分	個人情報保護審議会		決定内容	
			不服申立	諮 問	答申内容	年月日	内容
				答 申			
22	請求者が提出した異議申出に関する併合申立書等（17件）の受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書等の一部開示決定に対する異議申立て	知事	26. 3. 11	26. 5. 27	26. 12. 25 諮問取下げ	—	—
			26. 5. 13	—			
23	請求者が提出した異議申立に関する併合申立等（17件）の受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書等の一部開示決定に対する異議申立て	知事	26. 3. 11	26. 5. 27	27. 2. 10 諮問取下げ	—	—
			26. 5. 13	—			
24	請求者に係る県営住宅管理センターから住宅課に送信されたメールに関し、メール保管用サーバーに保管されている電子メールの記録、添付ファイルの記録、添付されたファイルの開示決定に対する異議申立て	知事	26. 6. 17	26. 7. 18	審議中		
			26. 6. 24				
25	「措置入院に関する情報」の一部開示決定に対する異議申立て	知事	26. 7. 23	26. 9. 9	審議中		
			26. 8. 12				
26	特定工事に係る裁決申請書・明渡裁決申立書に添付された交渉経緯の概要の開示決定に対する異議申立て	取用委員会	26. 12. 2	27. 1. 14	審議中		
			26. 12. 18				